

保護者のみなさまへ
ぜひお読みください

令和8年度就学奨励金のご案内

どんな人が利用できるの？

次のどなたでも申請できます！

- ①相模原市立小・中学校・義務教育学校に在籍
 - ②市内在住で相模原市立以外の国公立小・中学校・義務教育学校または中等教育学校（前期課程）に在籍
- ☆所得等の審査があります



「就学奨励金」ってどんな制度？

お子さまの学校生活にかかる費用をサポートします！



給食費



学用品費



修学旅行費

援助を受けられる人

(1)、(2)どちらかに当てはまる人が対象です。

わからない場合は、まずは申請してみましょう。

(1) 基準以内の所得である（所得審査あり）

目安となる年間総所得上限額(世帯全員の総所得の合計額)

世帯人数	上限額(目安)*
2人	256万円
3人	307万円
4人	353万円
5人	384万円
6人	439万円

*上限額は、世帯構成や年齢に応じて個別に計算しますので、目安額を下回っても不交付となる場合や、上回っても交付となる場合があります。

・所得等の審査は、原則として保護者及びお子さまと住民登録上一世帯の世帯構成員を加えて行います。

交付対象期間	所得審査の対象年
令和8年4月～7月分	令和6年中
令和8年8月～令和9年7月分	令和7年中

(2) 次のいずれかに当てはまる

- ア 児童扶養手当を受けている人（児童手当・特別児童扶養手当とは別）
- イ 生活保護が停止または廃止となった人（世帯変更（再婚等）が理由の場合は対象外）
- ウ 収入のある人全員に障害があり市民税非課税の人又は寡婦もしくはひとり親で世帯員全員が市民税非課税の人
- エ 災害により市民税、固定資産税、個人事業税のいずれかが減免された人
- オ 国民健康保険税が減免または徴収猶予された人
- カ 国民年金の掛金が減免された人
- キ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた人（低所得世帯で貸付を受けた場合に限る）

※上記(1)、(2)以外の理由により援助を必要とする人は、学務課にご相談ください。（連絡先裏面参照）

例：世帯構成員の死亡、世帯構成員の失業（自己都合を除く）、事実上の離婚状態や配偶者等の暴力による別居など

所得はどうやって確認するの？

給与所得の人

確定申告をした人

自営業の人などの場合は、**確定申告書の控えの「収入から必要な経費を引いた後の金額」**を確認しましょう。

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額（調整控除後）」の欄を確認しましょう。

令和〇年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	源泉徴収税額
		年収	千円	千円	円

お問合せ：相模原市コールセンター 電話 042(770)7777 午前8時～午後9時

申請方法

- ◆ 提出書類：・申請書（申請者全員）＊世帯につき1枚提出
・添付書類（必要な人のみ→申請書裏面参照）



記入例は
こちら



- ◆ 提出先：学務課へ郵便により提出＊直接持参可

下記の申請書提出先をご確認ください。

＊普通郵便による提出がご心配な場合は、追跡可能な送付方法をご利用ください。

- ◆ 提出期限：令和8年4月30日（木）必着

＊提出期限後も随時受付します。なお、交付決定された場合の援助開始は、申請書が学務課に届いた月からとなります。

- ① 生活保護利用中の人

- ② 令和7年度(令和8年7月までの)就学奨励金の交付決定を受けている人

申請書の提出は
不要です

②の人は、令和8年度の申請があったものとみなして、申請理由(所得等)の該当状況を審査します。

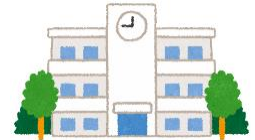
援助の決定

- ◆申請理由(所得等)の該当状況を審査し、申請者(保護者)あてに結果を通知します。

就学奨励金の対象年度	交付対象期間	審査結果通知予定時期
令和7年度※	令和8年4月～7月分	令和8年6月上旬
令和8年度	令和8年8月～令和9年7月分	令和8年7月上旬

※令和7年度の交付決定を受けていない人のみ通知します。

◆提出期限後に申請された場合は、申請月から1～2か月後に通知します。



援助の内容

- ＊援助費目、援助額は変更となる場合があります。詳細は、審査後に送付する交付決定通知書裏面をご確認ください。
- ＊就学奨励金は、原則、ご指定の保護者口座に振り込みます。（学校納付金が免除される制度ではありません。）



援助費目	小学校（義務教育学校）		中学校（義務教育学校）	
	1年	2～6年	1年(7年)	2・3年(8・9年)
学用品・通学用品費(年額)	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円
新入学児童生徒学用品費 (入学前又は入学後に一度のみ)	64,300円		81,000円	
給食費	現物給付（代理納付）または実費額※			
校外活動費(宿泊を伴わない)	1,600円（学年に1回給付）		2,310円（学年に1回給付）	
校外活動費(宿泊を伴う)	実費額※（交通費・見学科）学年に1回給付			
卒業アルバム代等	現物給付（学校が定める集金額を事前に学校へ支給）※			
修学旅行費	学校が定める集金額を事前に学校へ支給※			
通学費	実費相当額※ 片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上の人が対象			

※お子さまの行事の参加状況や経費等を学校から報告を受けて、支給額の算定を行います。

医療費（医療機関を受診する前に手続きが必要です。詳しい手続き方法はホームページをご確認ください）

- ・学校保健安全法に定められた疾病の治療の指示を受けた場合、被保険者一部負担金額分を援助
【対象疾病】結膜炎・アデノイド・中耳炎・う歯（むし歯）等

めがね購入費等（購入等の前に手続きが必要です。詳しい手続き方法はホームページをご確認ください）

- ・めがね購入券の申請に要する医療機関での視力検査費用のうち、被保険者一部負担金額分を援助
- ・医療機関での視力検査の結果、めがねによる視力矯正が必要と診断された場合、めがねの購入費の一部を援助（上限額あり）

お問合せ：相模原市コールセンター 電話 042(770)7777

午前8時～午後9時 年中無休

＊所得情報など個人情報に関することは直接学務課にお問い合わせください。

（申請書提出先）〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市教育委員会 学務課 就学支援班（市役所第2別館5階）

（連絡先・受付時間）電話042(769)9262（直通）平日午前8時30分～午後5時15分

